3. 事業者に対する取組

- 3-1 事業者の環境保全への取組促進のための施策
- (1)事業者の取組促進のための実施施策 (問6)

【全体的な傾向】

取組の進んでいる施策領域

• 事業者の環境保全への取組促進のために行っている施策の17項目について、取組の進んでいる領域は、全体的にみると、廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の低減が中心であるが、グリーン購入・調達や環境情報公開なども少なくない(図表3-26)。

施策手法別の取組状況

- 事業者の環境保全への取組促進のために行っている施策の17項目を、手法別にみると、最も 多く実施されているのは「普及・啓発」(平均実施率30.8%)である。これに対して、「支援・ 誘導」(同4.9%)と「規制的手法」(同3.6%)の実施は必ずしも多くない(図表3-26)。
- 「規制的手法」では、『水質汚濁の防止』(実施率 15.4%)が多く、「支援・誘導」では、『廃棄物のリサイクル』(同 12.4%)、『水質汚濁の防止』(同 10.4%)が多い。
- 一方、「普及・啓発」については取組領域が多彩であるが、特に『廃棄物のリサイクル』(実施率 56.6%) 『廃棄物のリデュース』(同 56.5%) 『廃棄物のリユース』(同 55.7%)の廃棄物関連の取組に積極的である。次いで、『水質汚濁の防止』(同 40.7%)や『環境情報の住民への開示』(同 38.8%)などの取組が多い。

図表 3-26 事業者の環境保全への取組促進のための手法別施策の実施状況(全体)

| 取組項目 | 規制的手法 | 支援・誘導 | 普及・啓発 |
|------------------------------------|-------|-------|-------|
| (1)省エネ設備や省エネ建築の導入 | 0.7 | 4.4 | 25.6 |
| (2)自然・未利用エネルギーの利用 | 0.4 | 5.3 | 21.4 |
| (3)フロンガスの回収 | 1.8 | 1.9 | 31.7 |
| (4)大気汚染の防止 | 9.9 | 4.2 | 32.4 |
| (5)低公害車の導入 | 0.8 | 5.9 | 28.0 |
| (6)ディーゼル車の利用抑制 | 0.7 | 3.2 | 15.6 |
| (7)モーダルシフト・物流の効率化 | 0.0 | 0.9 | 8.3 |
| (8)水質汚濁の防止 | 15.4 | 10.4 | 40.7 |
| (9)廃棄物の発生抑制(リデュース) | 6.1 | 6.2 | 56.5 |
| (10)廃棄物の再利用(リユース) | 4.4 | 4.8 | 55.7 |
| (11)廃棄物の再生利用(リサイクル) | 6.7 | 12.4 | 56.6 |
| (12)有害化学物質の利用抑制 | 2.7 | 1.0 | 21.1 |
| (13)工場等の敷地や屋上の緑化 | 5.2 | 3.5 | 13.9 |
| (14)環境保全型農業の促進 | 1.0 | 9.8 | 25.2 |
| (15)環境配慮物品・サービスの購入・発注 | 1.6 | 2.0 | 36.4 |
| (16)環境情報の住民への開示 | 2.3 | 1.0 | 38.8 |
| (17)IS014001や環境活動評価プログラム等の導入 促進 | 1.0 | 5.6 | 15.1 |
| n = 2,101 手法別平均実施率 | 3.6 | 4.9 | 30.8 |

(注)網掛けは手法別平均実施率以上を示す。

規制的手法 : 条例、規則、要綱等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の規制や課

税・課徴金等を実施している場合。

支援・誘導 : 補助金、助成金、融資・利子補給等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを

含む)の支援・誘導策を実施している場合。

普及・啓発 : パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等で、普及啓発活動を実施

している場合。

【基本属性別の特徴】

• 全体では実施率 3.6%の「規制的手法」について、基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市では『大気汚染の防止』(それぞれ 74.5%、69.2%)と『水質汚濁の防止』(同 93.6%、69.2%)の実施率が 7 ~ 9割と高い。政令指定都市では廃棄物対策も比較的多い。市区町村の実施率は、『大気汚染の防止』と『水質汚濁の防止』を除けば非常に低い(図表 3-27)。

- 全体で実施率 4.9%の「支援・誘導」では、都道府県と政令指定都市の実施率は比較的高い。 特に『ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進』(それぞれ 68.1%、84.6%)が最も 多く、次いで都道府県では『水質汚濁の防止』(63.8%)、政令指定都市で『低公害車の導入』 (76.9%)が多い。市区町村では、『リサイクル』と『水質汚濁の防止』以外の実施率は非常 に低い(図表 3-28)。
- 「普及・啓発」は全体の実施率が30.8%と高いが、都道府県と政令指定都市で全項目の実施率は非常に高く、特に廃棄物対策が顕著である。また、政令指定都市の『環境情報の住民への開示』は全団体で実施している。市区町村でも全体的に実施率は高いが、特に廃棄物対策が6割弱と多い(図表3-29)。

図表 3-27 事業者の取組促進のための「規制的手法」の実施状況(基本属性別) (%)

| 取組項目 | 都道府県 n = 47 | 政令都市 n = 13 | 市区町村 n = 2,041 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|-------------------|
| (1)省エネ設備や省エネ建築の導入 | 8.5 | 15.4 | 0.4 |
| (2)自然・未利用エネルギーの利用 | 0.0 | 7.7 | 0.3 |
| (3)フロンガスの回収 | 19.1 | 38.5 | 1.1 |
| (4)大気汚染の防止 | 74.5 | 69.2 | 8.1 |
| (5)低公害車の導入 | 14.9 | 30.8 | 0.3 |
| (6)ディーゼル車の利用抑制 | 8.5 | 15.4 | 0.4 |
| (7)モーダルシフト・物流の効率化 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| (8)水質汚濁の防止 | 93.6 | 69.2 | 13.2 |
| (9)廃棄物の発生抑制(リデュース) | 23.4 | 46.2 | 5.5 |
| (10)廃棄物の再利用(リユース) | 17.0 | 23.1 | 4.0 |
| (11)廃棄物の再生利用(リサイクル) | 21.3 | 38.5 | 6.2 |
| (12)有害化学物質の利用抑制 | 27.7 | 38.5 | 1.9 |
| (13)工場等の敷地や屋上の緑化 | 14.9 | 38.5 | 4.8 |
| (14)環境保全型農業の促進 | 2.1 | 0.0 | 1.0 |
| (15)環境配慮物品・サービスの購入・発注 | 10.6 | 7.7 | 1.3 |
| (16)環境情報の住民への開示 | 8.5 | 23.1 | 2.3 |
| (17) IS014001や環境活動評価プログラム等の 導入促進 | 0.0 | 23.1 | 1.0 |

(注)網掛けは40%以上を示す。

図表 3-28 事業者の取組促進のための「支援・誘導」の実施状況(基本属性別) (%)

| 取組項目 | 都道府県 n = 47 | 政令都市 n = 13 | 市区町村 n = 2,041 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|-------------------|
| (1)省エネ設備や省エネ建築の導入 | 44.7 | 46.2 | 3.2 |
| (2)自然・未利用エネルギーの利用 | 55.3 | 38.5 | 4.0 |
| (3)フロンガスの回収 | 27.7 | 15.4 | 1.2 |
| (4)大気汚染の防止 | 55.3 | 53.8 | 2.7 |
| (5)低公害車の導入 | 57.4 | 76.9 | 4.2 |
| (6)ディーゼル車の利用抑制 | 27.7 | 61.5 | 2.3 |
| (7)モーダルシフト・物流の効率化 | 14.9 | 15.4 | 0.5 |
| (8)水質汚濁の防止 | 63.8 | 53.8 | 8.9 |
| (9)廃棄物の発生抑制(リデュース) | 34.0 | 30.8 | 5.4 |
| (10)廃棄物の再利用(リユース) | 36.2 | 23.1 | 4.0 |
| (11)廃棄物の再生利用(リサイクル) | 53.2 | 53.8 | 11.2 |
| (12)有害化学物質の利用抑制 | 27.7 | 38.5 | 1.9 |
| (13)工場等の敷地や屋上の緑化 | 21.3 | 46.2 | 2.8 |
| (14)環境保全型農業の促進 | 59.6 | 23.1 | 8.6 |
| (15)環境配慮物品・サービスの購入・発注 | 19.1 | 30.8 | 1.4 |
| (16)環境情報の住民への開示 | 2.1 | 15.4 | 1.0 |
| (17) IS014001や環境活動評価プログラム等の 導入促進 | 68.1 | 84.6 | 5.6 |

(注)網掛けは40%以上を示す。

図表 3-29 事業者の取組促進のための「普及・啓発」の実施状況(基本属性別) (%)

| 取組項目 | 都道府県 n = 47 | 政令都市 n = 13 | 市区町村 n = 2,041 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|-------------------|
| (1)省エネ設備や省エネ建築の導入 | 83.0 | 92.3 | 23.8 |
| (2)自然・未利用エネルギーの利用 | 87.2 | 76.9 | 19.5 |
| (3)フロンガスの回収 | 83.0 | 69.2 | 30.2 |
| (4)大気汚染の防止 | 74.5 | 76.9 | 31.2 |
| (5)低公害車の導入 | 87.2 | 84.6 | 26.3 |
| (6)ディーゼル車の利用抑制 | 48.9 | 76.9 | 14.4 |
| (7)モーダルシフト・物流の効率化 | 63.8 | 69.2 | 6.6 |
| (8)水質汚濁の防止 | 78.7 | 69.2 | 39.7 |
| (9)廃棄物の発生抑制(リデュース) | 91.5 | 92.3 | 55.5 |
| (10)廃棄物の再利用(リユース) | 91.5 | 92.3 | 54.7 |
| (11)廃棄物の再生利用(リサイクル) | 89.4 | 92.3 | 55.6 |
| (12)有害化学物質の利用抑制 | 80.9 | 76.9 | 19.4 |
| (13)工場等の敷地や屋上の緑化 | 51.1 | 61.5 | 12.8 |
| (14)環境保全型農業の促進 | 85.1 | 53.8 | 23.6 |
| (15)環境配慮物品・サービスの購入・発注 | 83.0 | 92.3 | 35.0 |
| (16)環境情報の住民への開示 | 85.1 | 100.0 | 38.8 |
| (17) IS014001や環境活動評価プログラム等の 導入促進 | 80.9 | 61.5 | 15.1 |

(注)網掛けは 40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における事業者の環境保全への取組促進のための施策実施状況をみると、いずれの 施策項目、いずれの施策手法についても、全般的に人口規模が大きくなるほど実施率は高くな る傾向がある。
- ここでは、平均実施率の高い「普及・啓発」について、施策項目ごとに人口規模の違いによる実施率の変化を分析する(図表 3-30)。
- 全ての人口規模において実施率がほぼ 40%を越す項目は、『水質汚濁の防止』と廃棄物対策の 3項目であるが、いずれも人口規模の増加とともに実施率は上昇する傾向がある。特に、廃棄 物対策では「10万人未満」と「10万人以上」を比較すると、10ポイント以上の差がある。
- 『省エネ設備や省エネ建築の導入』や『自然・未利用エネルギーの利用』のエネルギー関連については、「1万人未満」と「10万人以上」では実施率に約4倍の差がある。同様に、『低公害車の導入』『ディーゼル車の利用抑制』『モーダルシフト・物流の効率化』の交通関連でも、実施率には約5倍の差がみられる。これらは都市活動の大きさに起因する環境問題であることから、都市規模が大きくなるほど実施率は高くなるものと考えられる。
- 『IS014001 や環境活動評価プログラム等の導入促進』では、「10万人以上」の実施率は42.5%と高く、「1万人未満」と「10万人以上」の実施率では6倍もの差がある。

図表 3-30 市区町村における事業者の取組促進のための「普及・啓発」の実施状況(人口別)

(%)

| 取組項目 | 1 万人 未満 | 1~3万人 未満 | 3~5万人 未満 | 5~10万人 未満 | 10 万人 以上 |
|-------------------------------------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| (1)省エネ設備や省エネ建築の導入 | 15.6 | 19.1 | 27.6 | 36.5 | 56.0 |
| (2)自然・未利用エネルギーの利用 | 11.7 | 14.2 | 22.9 | 30.7 | 53.1 |
| (3)フロンガスの回収 | 25.0 | 26.6 | 35.4 | 39.2 | 48.8 |
| (4)大気汚染の防止 | 22.6 | 29.6 | 35.9 | 44.4 | 54.1 |
| (5)低公害車の導入 | 17.5 | 20.6 | 32.3 | 38.1 | 61.8 |
| (6)ディーゼル車の利用抑制 | 7.7 | 12.5 | 14.6 | 25.4 | 36.7 |
| (7)モーダルシフト・物流の効率化 | 4.1 | 4.0 | 6.8 | 10.6 | 21.3 |
| (8)水質汚濁の防止 | 34.0 | 40.6 | 42.2 | 47.1 | 51.2 |
| (9)廃棄物の発生抑制(リデュース) | 50.5 | 52.8 | 60.4 | 58.2 | 76.3 |
| (10)廃棄物の再利用(リユース) | 48.9 | 52.0 | 59.4 | 59.8 | 77.8 |
| (11)廃棄物の再生利用(リサイクル) | 52.8 | 51.5 | 58.9 | 58.7 | 72.9 |
| (12)有害化学物質の利用抑制 | 11.3 | 15.9 | 20.3 | 29.1 | 51.7 |
| (13)工場等の敷地や屋上の緑化 | 5.7 | 9.4 | 14.1 | 21.7 | 42.0 |
| (14)環境保全型農業の促進 | 19.3 | 20.9 | 22.9 | 30.7 | 43.5 |
| (15)環境配慮物品・サービスの購入・発注 | 30.5 | 31.3 | 41.7 | 38.1 | 56.0 |
| (16)環境情報の住民への開示 | 34.2 | 32.3 | 43.2 | 52.9 | 60.4 |
| (17) IS014001や環境活動評価プログラム等 の導入促進 | 7.0 | 11.4 | 22.9 | 25.4 | 42.5 |

(注)網掛けは40%以上を示す。

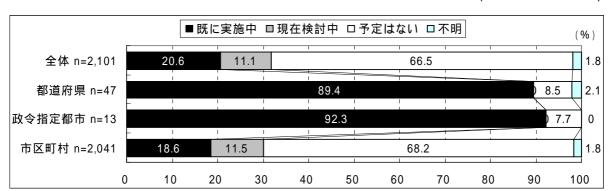
(2)事業者との連携・協働の実施状況 (問7)

【全体的な傾向】

• 工場や事業所などとの連携・協働(環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など)の 取組については、「既に実施中」(20.6%)が2割、「現在検討中」(11.1%)を加えても、約3 割(31.7%)である(図表 3-31)。

【基本属性別の特徴】

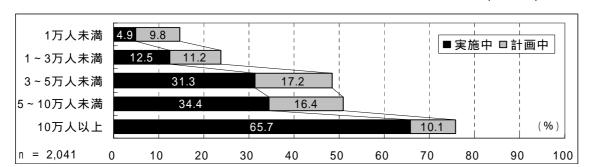
- 工場や事業所などとの連携・協働について、都道府県や政令指定都市では「既に実施中」が 約9割(それぞれ 89.4%、92.3%)「現在検討中」を加えると、いずれもほぼ全数を占める (図表 3-31)。
- 市区町村においては、「既に実施中」は 18.6%であり、「現在検討中」(11.5%)を加えても約3割(30.1%)に過ぎない。



図表 3-31 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況(全体 + 基本属性別)

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況を人口別に みると、人口規模の増加に応じてその実施率は大きく上昇する。「1万人未満」の実施率は 4.9%であるが、「3~5万人未満」では31.3%となり、さらに「10万人以上」では65.7%まで に上昇する(図表3-32)。
- 「10 万人以上」では実施中に検討中(10.1%)を加えると、7割強(75.8%)が実質的に連携・協働していることになる。



図表 3-32 市区町村における工場・事業所などとの連携・協働状況 (人口別)

(3)事業者との連携・協働の具体的な実施事例 (問 7-1:自由記述)

【都道府県の特徴】

- 事業者などとの環境保全活動の連携・協働活動について、42 都道府県から具体的な実施内容の回答があった。
- 都道府県の取組における特徴として、まずあげられるのが県民や事業者などと連携した"環境県民会議"などの設立・運営であり、環境フェアなどのイベントとともに事例紹介・情報交換や環境学習・研究の機会を提供している。例えば、「環境あきた県民フォーラム」「環境保全協議会(山形県)」「ぐんま環境フェスティバル」「環境シンポジウム千葉会議」「新アジェンダ21かながわ」「北陸環境共生会議(北陸三県)」「信州環境フェア(長野県)」「岐阜県環境づくり県民会議」「エコフェスタおかやま」「とくしま環境県民会議」などがある。
- ゼロエミッションや廃棄物に対する取組事例も多く、「ゼロエミッションフォーラム・イン・みやぎ」「ゼロエミッション活動推進大会(福島県)」「湖沼環境フェスティバルいばらきゼロエミッション推進フォーラム」「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」「ゼロエミッションサロン(山口県)」「ゴミゼロながさき実践計画」「ごみゼロおおいた作戦県民会議」などがある。また、グリーン購入を促進する取組として「環境にやさしい買い物キャンペーン(神奈川県)」「しずおか環境・森林フェア」「東海三県一市グリーン購入キャンペーン(愛知、岐阜、三重県、名古屋市)」「グリーン購入/NO!!包装キャンペーン(大阪府)」「徳島環境県民の集い・クリーン&グリーンフェアー」などがある。
- 事業者の環境保全事業や研究開発を支援する取組も見られ、例えば ISO14001 を認証取得の促進では「環境 ISO 山口倶楽部」など、地球温暖化対策への取組では「脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成モデル事業」「CO2 削減・百万人の環キャンペーン(岐阜県)」など、環境ビジネスの見本市や研究会では「静岡県環境ビジネス協議会」「びわ湖環境ビジネスメッセ(滋賀県)」「とくしま環境ビジネス交流会議」「環境産業メッセ(高知県)」、環境と福祉を共催した熊本県の「環境&福祉ビジネスフェア」などがあり、都道府県の取組はますます多彩なものになっている。
- ユニークな取組としては、埼玉県の PFI 手法や借地法式によるリサイクル工場群の誘導・集積や、石川県の県民・NPO・事業者・行政で協働組織である「(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議」の立ち上げ、愛媛県の水質系への取組(浄化装置の研究・開発、水質系廃棄物を原料としたリサイクル製品の開発)などがある。

【政令指定都市の特徴】

- 回答のあった12政令指定都市における取組は、事業者などの環境意識を高める環境フェアやシンポジウム・講演会、特に情報発信・交換に重点をおいた事例紹介が中心である。例えば「グリーンカンパニーネットワーク(神戸市)や「環境デーなごや」などがある。
- ユニークな取組として簡易包装に取組む小売店を認定する「かーるマークの店制度(福岡市)」 がある。

【東京23区の特徴】

• 回答のあった東京 22 区における取組は、政令指定都市同様に環境意識を高める情報発信・交換に重点をおいた事例紹介が中心であるが、環境学習も盛り込まれ、各区によって特色がある。

例えば、千代田区の「エコ・オフィス町内会」、台東区の「屋上緑化環境会議」、墨田区の「雨 水タンク事業者との連携」、練馬区の「ディーゼル自動車規制についての説明会」などがある。

【市町村の特徴】

- 市町村の取組でもテーマを絞った取組が広がっている。例えば、事業者のISO14001 認証取得の促進のための連絡会議やネットワーク協議会、懇談会、研究会、研修会などが設置され、ユニークな取組としては「事業版ISO、家庭版ISO、学校版ISO」づくりがある。地球温暖化防止のために実行計画に基づく事業者との研修会や市民・事業者・行政の三位一体となった取組を行うためエコネットワークの設立もある。不法投棄の原状回復活動の実施、水質汚濁防止に係る協議会の設置なども行われている。
- 住民やNPOとの協働事業も進んでおり、「持続可能な社会を形成するための連絡会」「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」「アジェンダ21フォーラム」などがある。企画・運営から市民・事業者・市の参画で行う環境フォーラムも複数ある。また環境基本計画策定への事業者参加も散見される。
- 多くの市町村では環境意識向上のためのイベントが開催されており、例えばアイドリングストップステッカーの事業所への配布、廃棄物収集業者が集めた優良粗大ゴミのリサイクルまつり等での無料配布、環境イベントの企業等と共同実施、環境フェアでの省エネ家電等の展示などがある。
- 環境配慮型店舗を認定・登録する制度をもつところがあり、例えばエコショップ登録制度、マイバックや簡易包装に取り組む小売店の認定制度がある。またスーパーマーケットとの連携によるマイバックキャンペーンや再生商品使用促進キャンペーンを小学生の環境学習支援として行う事例もある。

3-2 事業者との「環境保全に関する協定」の締結

(1)事業者との「環境保全に関する協定」の締結状況(問8)

【全体的な傾向】

• 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」(公害防止協定や環境保全協定など)を既に 締結しているのは、全体では5割(50.0%:1,051団体)である(図表3-33)。

【基本属性別の特徴】

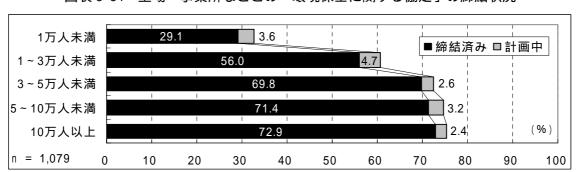
- 都道府県(76.6%:36団体)と政令指定都市(76.9%:10団体)では、7割強が既に「環境 保全に関する協定」を締結している(図表 3-33)。
- 市区町村においては、締結済みは5割未満(49.2%:1,005団体)であるが、検討中(3.6%:74団体)を加えると半数以上(1,079団体)を占める。

■既に締結 □現在検討中 □予定はない □不明 (%) 全体 n=2,101 43.6 2.8 3.6 都道府県 n=47 76.6 21.3 0 政令指定都市 n=13 76.9 0 23.1 0 市区町村 n=2,041 49.2 44.2 3.6 2.9 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

図表 3-33 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況(全体 + 基本属性)

【市区町村の属性別の特徴】

• 約半数(1,005 団体)の市区町村が工場や事業所などと「環境保全に関する協定」を締結しているが、これを人口別にみると、「1万人未満」では29.1%であるに対して「10万人以上」では72.9%まで上昇する(図表3-34)。



図表 3-34 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況

(2)事業者との「環境保全に関する協定」の導入理由 (問 8-1)

【全体的な傾向】

- 条例や要綱ではなく、「環境保全に関する協定」を導入した主たる理由は、『地域や事業に応じた適切な対策』(66.6%)や『予測される公害を事前にチェック』(50.3%) あるいは『住民の意見の反映』(29.8%)などの柔軟性や個別性である(図表 3-35)
- さらには、『事業者と情報交換が可能』(40.6%)などの相互理解性も認識されている。

【基本属性別の特徴】

• 都道府県、政令指定都市、市区町村別に協定導入の主たる理由をみても、それぞれにおいて 理由の優先順位に大きな差異はみられない。協定導入理由として多い順に列挙すると、『地域や 事業に応じた適切な対策』(6~9割)『予測される公害を事前にチェック』(4~5割) さら に『事業者と情報交換が可能』(3~4割)である(図表 3-35)

図表 3-35 「環境保全に関する協定」を導入した理由

| 導 入 理 由 | 全体 n = 1,051 | 都道府県 n = 36 | 政令都市 n = 10 | 市区町村 n = 1,005 |
|-------------------------|-----------------|----------------|----------------|-------------------|
| 地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる | 66.6 | 88.9 | 80.0 | 65.7 |
| 予測される公害を事前にチェックすることができる | 50.3 | 38.9 | 30.0 | 50.9 |
| 策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である | 40.6 | 36.1 | 10.0 | 41.1 |
| 条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい | 29.8 | 19.4 | 30.0 | 30.1 |
| 条例や要綱で規制することが法令上困難である | 10.5 | 13.9 | 20.0 | 10.2 |
| 協定締結までに時間がかからない | 9.4 | 2.8 | 20.0 | 9.6 |
| 議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった | 0.5 | 0.0 | 10.0 | 0.4 |

⁽注)網掛けは、基本属性のそれぞれ上位3項目を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

• 『地域や事業に応じた適切な対策』では人口規模に応じて比率が高くなるが、逆に『住民の 意見の反映』などのように人口規模が低いほど比率が高くなる理由もある(図表 3-36)。

図表 3-36 市区町村における「環境保全に関する協定」を導入した理由(人口別)

n = 1,005

| 導入理由 | 1 万人 未満 | 1~3万人 未満 | 3~5万人 未満 | 5~10万人 未満 | 10 万人 以上 |
|-------------------------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる | 62.3 | 60.6 | 67.2 | 71.1 | 75.5 |
| 予測される公害を事前にチェックすることができる | 44.7 | 50.7 | 61.9 | 54.8 | 47.7 |
| 策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である | 36.9 | 38.8 | 48.5 | 44.4 | 43.0 |
| 条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい | 33.6 | 35.5 | 29.9 | 25.2 | 17.2 |
| 条例や要綱で規制することが法令上困難である | 9.0 | 11.0 | 9.0 | 8.1 | 12.6 |
| 協定締結までに時間がかからない | 9.0 | 12.5 | 7.5 | 5.9 | 7.9 |
| 議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった | 0.0 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.0 |

⁽注)網掛けは各導入理由の中で最も比率の高い人口規模を示す。

(3)事業者との「環境保全に関する協定」の有効性(問8-2)

【全体的な傾向】

• 既に「環境保全に関する協定」を締結している地方公共団体(1,051 団体)に、環境問題の解決に対する協定の有効性をたずねた。全体では、『効果的な手法である』(35.8%)が3割以上で、『内容によっては効果的となる』(46.7%)が5割弱であり、合わせて8割以上(82.5%)が有効性を認めている。ただし、『効果は限定的である』(10.7%)も1割程度ある(図表3-37)。

【基本属性別の特徴】

- 基本属性別にみると、都道府県では『効果的な手法である』が約8割(77.8%)を占めるが、 政令指定都市と市区町村では『内容によっては効果的となる』(それぞれ 70.0%、47.6%)が 多い(図表 3-37)。
- 『効果は限定的である』については、都道府県では皆無であるが、政令指定都市と市区町村ではそれぞれ1割を占めている。

図表 3-37 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性

| 有 効 性 | 全体 n = 1,051 | 都道府県 n = 36 | 政令都市 n = 10 | 市区町村 n = 1,005 |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|-------------------|
| 効果的な手法である | 35.8 | 77.8 | 20.0 | 34.4 |
| 内容によっては効果的となる | 46.7 | 16.7 | 70.0 | 47.6 |
| 効果は限定的である | 10.7 | 0.0 | 10.0 | 11.0 |
| わからない | 5.1 | 0.0 | 10.0 | 11.0 |

⁽注)網掛けは、それぞれ首位項目を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

• 「環境保全に関する協定」の締結の有効性の判断について人口別にみると、人口規模による 差異はあまりみられない(図表 3-38)。

図表 3-38 市区町村における「環境保全に関する協定」の有効性(人口別)

n = 1,005(%) 1~3万人 3~5万人 5~10万人 10 万人 1万人 有 効 性 以上 未満 未満 未満 未満 32.4 34.9 37.3 31.1 37.1 効果的な手法である 49.7 45.9 45.4 46.3 54.1 内容によっては効果的となる 効果は限定的である 13.9 11.0 11.2 10.4 7.3 6.1 7.2 3.7 3.7 3.3 わからない

(注)網掛けは各導入有効性の中で最も比率の高い人口規模を示す。

(4)事業者との「環境保全に関する協定」の有効性の担保条件 (問 8-3)

【全体的な傾向】

• 「環境保全に関する協定」の有効性を担保するには何が必要かについてたずねた。全体では、 『地方公共団体や住民の立入調査』(71.5%)と『具体的な数値目標の設定』(64.4%)が首位 を占め、透明性や具体性が特に重視されている(図表 3-39)。

【基本属性別の特徴】

• 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、『地方公共団体や住民の立入調査』 と『具体的な数値目標の設定』が上位を占めているが、都道府県では『環境データの開示義務』、 政令指定都市では『協定の見直し手続き』がそれぞれ半数を超えている(図表 3-39)。

図表 3-39 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件

| 必要要件 | 全体 n = 867 | 都道府県 n = 34 | 政令都市 n = 9 | 市区町村 n = 824 |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|-----------------|
| 地方公共団体や住民の立入調査 | 71.5 | 76.5 | 44.4 | 71.6 |
| 具体的な数値目標の設定 | 64.4 | 97.1 | 77.8 | 62.9 |
| 操業停止などの違反時の制裁措置 | 37.9 | 52.9 | 33.3 | 37.4 |
| 環境データの開示義務 | 37.3 | 55.9 | 22.2 | 36.7 |
| 当事者や立会人としての住民参加 | 36.6 | 23.5 | 0.0 | 37.5 |
| 協定の点検・見直し手続き | 33.7 | 52.9 | 55.6 | 32.6 |
| 計画書の提出義務 | 31.9 | 44.1 | 22.2 | 31.6 |
| 協定内容の公開 | 28.3 | 50.0 | 44.4 | 27.2 |

⁽注)網掛けは、基本属性別の上位3項目を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

• 市区町村の人口規模別にみると、全体的には規模別の大きな差異はみられないが、規模が大きいほど幾分比率が高くなる。『当事者や立会人としての住民参加』は逆の傾向がある(図表 3-40)。

図表 3-40 市区町村における「環境保全に関する協定」の有効性(人口別)

n = 824(%) 1万人 1~3万人 3~5万人 5~10万人 10 万人 必要要件 未満 未満 未満 未満 以上 71.0 71.4 76.5 70.2 地方公共団体や住民の立入調査 70.7 59.9 55.5 60.7 64.3 80.2 具体的な数値目標の設定 操業停止などの違反時の制裁措置 39.8 35.3 41.1 40.9 32.8 38.4 44.3 39.7 環境データの開示義務 32.5 34.6 48.2 41.6 38.4 30.7 17.6 当事者や立会人としての住民参加 44.3 協定の点検・見直し手続き 35.1 30.5 25.0 27.8 44.3 計画書の提出義務 31.4 22.7 32.1 38.3 27.2 25.9 24.3 32.8 協定内容の公開 26.4

⁽注)網掛けは各必要要件の中で最も比率の高い人口規模を示す。